

○東京藝術大学学長選考規則

〔平成17年2月24日〕
制 定

改正 平成19年3月28日 平成25年10月24日
平成26年6月26日 平成27年4月1日
平成27年9月17日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学長選考会議規則第9条に基づき、東京藝術大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う学長の選考及び解任等必要な事項について定めることを目的とする。

(選考の時期)

第2条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合に学長候補者を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の3ヶ月以前に、同項第2号から第4号に該当する場合には速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第3条 学長候補者の選考基準は、選考会議の議を経て、別に定める。

(投票による意向聴取)

第4条 選考会議は、学長候補適任者を選定するため投票資格者による投票により意向聴取を行う。

- 2 投票は、投票資格者による単記又は2名連記の無記名投票により行う。
- 3 投票に関する公示は、実施日の10日前までに行う。
- 4 投票による意向聴取の結果は、公表しない。

(投票管理委員会)

第5条 前条の投票を管理するため、投票管理委員会を置く。

(投票資格者)

第6条 投票資格者は、投票の公示日において本学に在職する学長、理事、専任の教授、准教授、講師及び事務職員（課長補佐相当以上）とする。ただし、休職中の者は投票資格者から除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、休職中の者が投票日の前日までに復職したときは、投票資格を得るものとし、投票資格者が投票日の前日までに離職し、又は休職することとなったときは、投票資格を失うものとする。

(不在者投票)

第7条 投票資格者が出張等の公務により、投票日に投票できない場合は、不在者投票を行うことができる。

- 2 代理投票は認めない。

(学長候補適任者の選定)

第8条 選考会議は、第4条に規定する投票による意向聴取の結果及び選考会議委

員から推薦された者の中から学長候補適任者として複数人を選定する。

- 2 選考会議は、前項により選定された学長候補適任者に通知し、学長候補適任者となることの意味確認を行ったうえ、書面により所信表明を提出させる。

(学長候補者の選考)

第9条 選考会議は、学長候補適任者について審議し学長候補者を選考する。

- 2 選考会議は、学長候補者が辞退した場合は、辞退した学長候補者を除き学長候補適任者の中から改めて学長候補者を選考する。

(学長の業務執行状況の確認)

第10条 選考会議は、監事と連携し、学長の業務執行状況について確認する。

(解任の理由)

第11条 学長の解任は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の遂行が適当でないため、本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。
- (4) その他学長として適格でない理由が認められるとき。

(解任の発議)

第12条 学長の解任の発議は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 選考会議委員4人以上の連名により解任の発議があったとき。
- (2) 経営協議会、教育研究評議会、教授会及び事務協議会のいずれかの会議において、構成員の3分の2以上の議決により解任の発議が行われたとき。

- 2 選考会議議長は、前項により学長の解任の発議があったときは、速やかに選考会議を招集する。

(解任の適否)

第13条 選考会議は、前条による解任の発議があった場合、第11条に掲げる学長の解任理由に該当するか審議し、解任の適否を議決する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この規則の解釈について疑義があるときは、選考会議が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年2月24日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に選考される学長候補者の選考の時期については、第2条第2項の規定にかかわらず、任期満了の3か月以前に行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月17日から施行する。